

号 外
平成30年4月2日

表示登録会員 各位

一般社団法人 石川県消防設備協会
会 長 長 野 幸 浩

発煙体にフロン類を使用しない加煙試験器について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素から当協会の事業運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年2月9日に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の変更について閣議決定されました。

このたびの基本方針の変更により、特定調達品目として「加煙試験」の項目が新たに追加され、「加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと。」が判断の基準とされました。

今後の国等の機関による自動火災報知設備等の煙感知器の点検業務の調達においては、これらの基準に基づき行われる予定ですのでご留意願います。

なお、平成30年度の1年間は、当該判断の基準の適用について経過措置が設けられています。